

医療的ケア児の概念について

1 法的根拠等

○改正児童福祉法（平成28年6月3日公布・施行）

【児童福祉法第56条の6第2項】

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

○医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について厚生労働省等関係府省部局連名通知

（平成28年6月3日）

【児童福祉法第56条の6第2項の趣旨】

医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加している。このような医療的ケア児が在宅生活を継続していこうとする場合、その心身の状況に応じて、保健、医療及び障害福祉だけでなく、保育、教育等における支援も重要であり、また、当事者及びその保護者等が安心して必要な支援を受けるためには、関係行政機関や関係する事業所等が「利用者目線」で緊密に連携して対応することが求められている。

○障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針【厚生労働省告示（H29年3月31日）】

4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

（二）医療的ケア児に対する支援体制の充実

心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要である。なお、この場においては、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していくことが必要である。



2 医療的ケアとは

人工呼吸器，気管切開，吸引，経管栄養（経鼻，胃瘻，腸瘻），酸素療法，導尿，IVHなどの医療的ケアとする。

（令和元年度医療的ケア児等の地域支援体制構築に係る担当者合同会議資料より：

令和元年10月11日厚生労働省主催）

3 医療的ケア児とは

上記の医療的ケアを必要とし、在宅生活を継続していこうとする児とする。

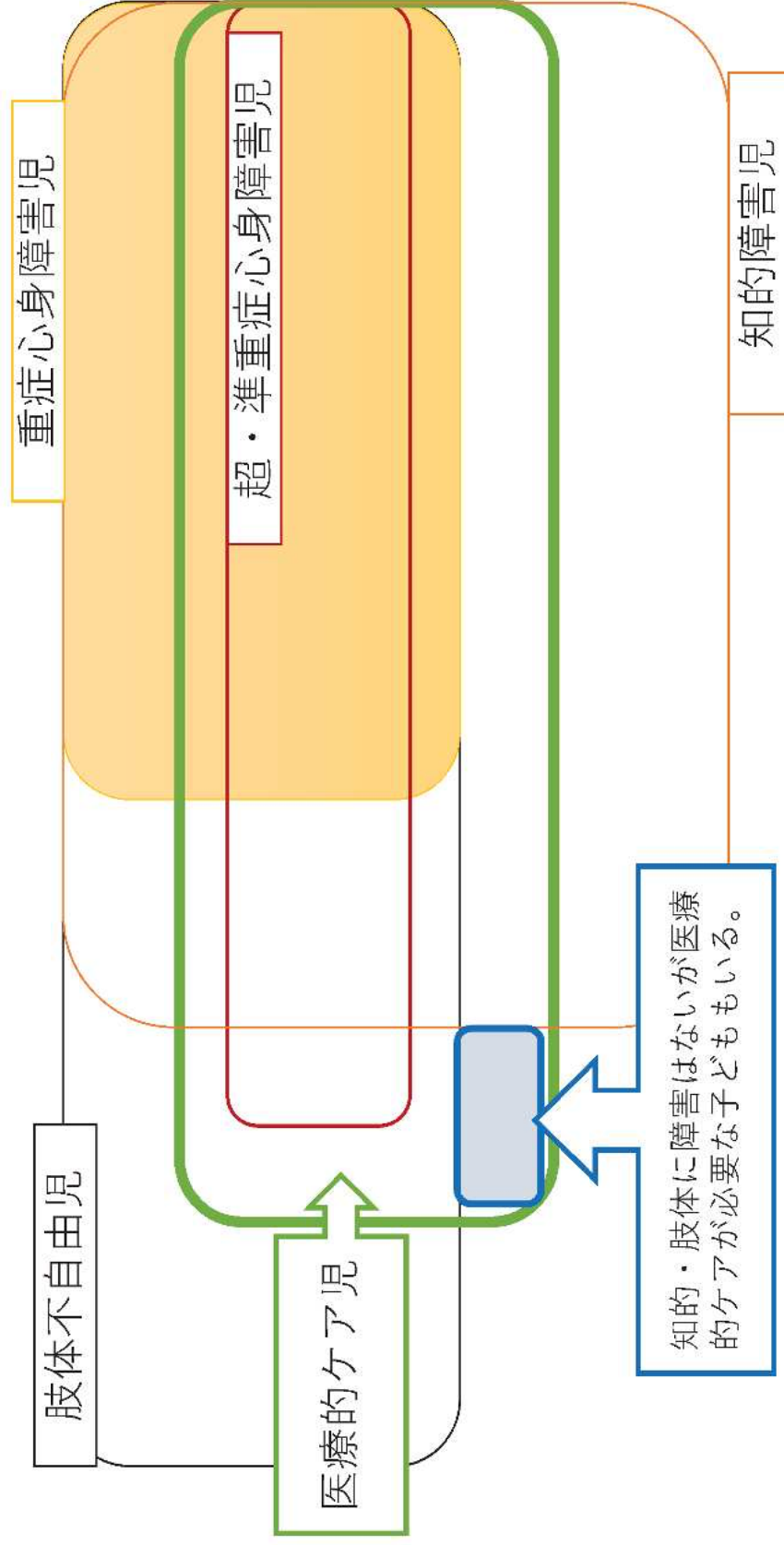
4 支援を要する医療的ケア児の対象年齢

満20歳未満とする。

医療的ケア児の概念整理

〔医療的ケア〕

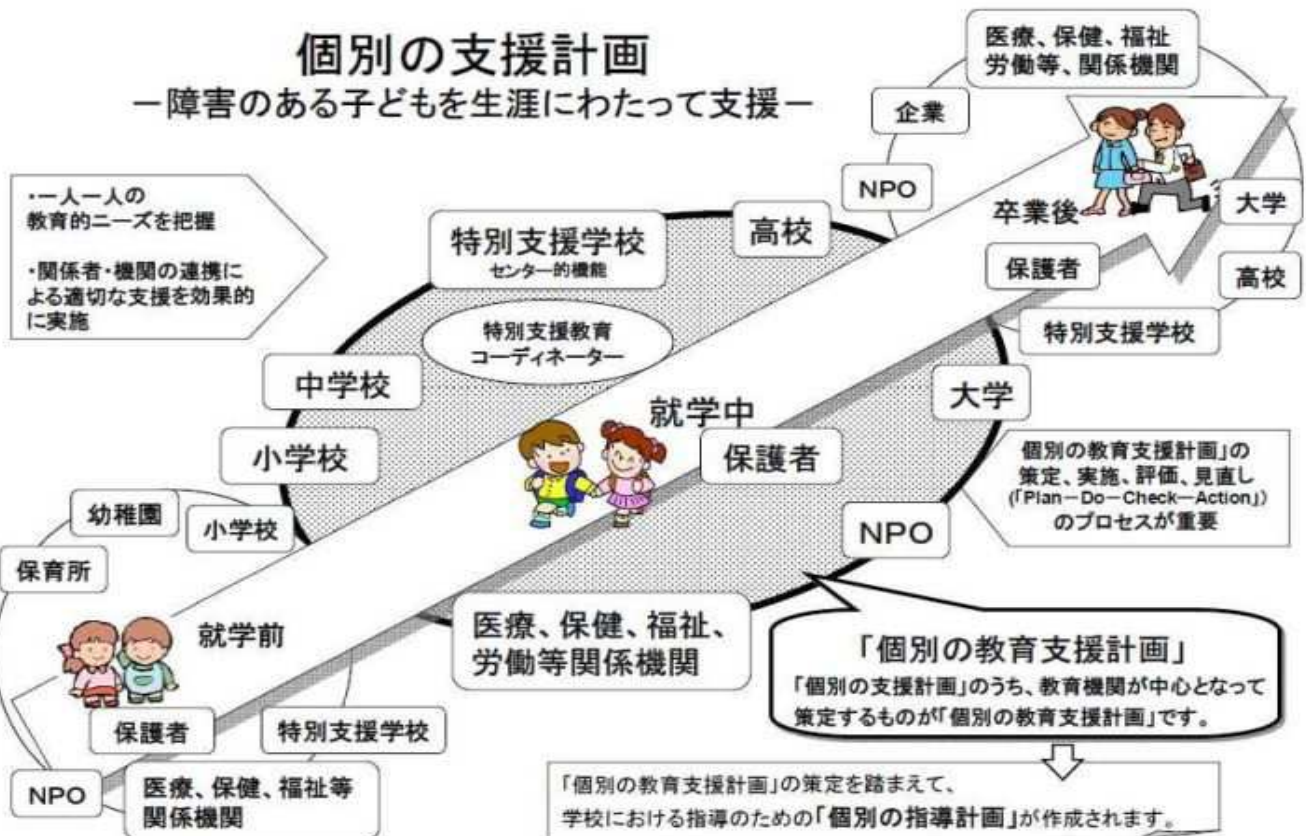
人工呼吸器、気管切開、吸引、経管栄養（経鼻、胃瘻、腸瘻）、酸素療法、導尿、IVHなど



医療的ケア児が在宅生活を継続していく場合の地域支援体制イメージ



個別の支援計画 —障害のある子どもを生涯にわたって支援—



(文部科学省；特別支援教育教育課程研究協議会資料、2003より作成)